

第 2 回幕別町議会臨時会

議事日程

平成22年第 2 回幕別町議会臨時会
(平成22年 5 月18日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
16 大野 和政 18 助川 順一 19 千葉 幹雄
- 日程第 2 会期の決定 5月18日（1日間）
（諸般の報告）
- 日程第 3 報告第 6 号 専決処分した事件の報告について
（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第 4 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について
（平成21年度幕別町一般会計補正予算（第11号））
- 日程第 5 承認第 3 号 専決処分した事件の承認について
（平成21年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号））
- 日程第 6 議案第36号 幕別町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第37号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第38号 幕別町土地開発公社定款の変更について

会議録

平成22年第2回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 平成22年5月18日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 5月18日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (17名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 齊藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 16 大野和政 18 助川順一
- 6 欠席議員
17 杉坂達男
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
副 町 長 遠藤清一 教 育 長 金子隆司
会 計 管 理 者 菅 好弘 総 務 部 長 増子一馬
経 済 部 長 飯田晴義 民 生 部 長 新屋敷清志
企 画 室 長 佐藤昌親 建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 古川耕一 教 育 部 長 米川伸宣
札 内 支 所 長 久保雅昭 総 務 課 長 田村修一
企 画 室 参 事 長谷 繁 糠 内 出 張 所 長 所 拓行
地 域 振 興 課 長 佐藤和良 経 済 建 設 課 長 細澤正典
商 工 観 光 課 長 八代芳雄 税 務 課 長 姉崎二三男
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
16 大野 和政 18 助川 順一 19 千葉 幹雄

議事の経過

(平成22年5月18日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

- 議長（古川 稔） ただ今から、平成22年第2回幕別町議会臨時会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

- 議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、16番、大野議員、18番、助川議員、19番、千葉議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（古川 稔） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

- 議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（古川 稔） この際、諸般の報告を事務局からいたせます。
○局長（米川伸宜） 17番杉坂議員より、本日、欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告をいたします。

[人事異動による職員紹介]

- 議長（古川 稔） 次に、理事者より発言を求められていますので、これを許します。
高橋副町長。
○副町長（高橋平明） 本年4月1日付で人事異動を行いましたので、管理職の異動について、紹介をさせていただきます。
まず、部長職であります。
会計管理者兼出納室長、新屋敷清志であります。
民生部長、菅好弘であります。
企画室長、堂前芳昭であります。
議会事務局長、米川伸宜であります。
教育員会教育部長、佐藤昌親であります。
続いて課長職であります。
総務部糠内出張所長、湯佐茂雄であります。
企画室参事、伊藤博明であります。
民生部保健課長、境谷美智子であります。
経済部土地改良課長、所拓行であります。

教育委員会学校教育課長、羽磨知成であります。
教育員会図書館長、長谷繁であります。
以上であります。
よろしく願をいたします。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第7、議案第37号を除く、日程第3、報告第6号から、日程第8、議案第38号までの5議件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます

したがって、日程第7、議案第37号を除く、日程第3、報告第6号から、日程第8、議案第38号までの5議件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第3、報告第6号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。
説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第6号、専決処分した事件の報告につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので報告をするものであります。

専決処分第6号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成22年3月26日付で専決処分を行ったものであります。

理由であります。平成22年3月3日午前8時頃、幕別町字千住76番地2の町道幕別音更線において、相手方が運転する自家用車の左前輪タイヤが道路の陥没部分を通過した際に、その衝撃によってタイヤが裂ける事故が発生いたしましたことから、これに対する物的損害の過失割合により相殺計算した額を相手方に賠償し、和解するものであります。

損害賠償額であります。車両修復費 43,050円のうち、町の過失割合である7割の30,135円とするものであります。

議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

損害賠償及び和解の相手方ですが、

河東郡音更町ひびき野東町2丁目9番地2に住んでおられます、

上野精嗣氏であります。

損害賠償及び和解の内容でございますが、損害賠償といたしまして上野氏に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとするものであります。

なお、全国町村会総合賠償補償保険に加入していることから、賠償額につきましては、全額保険給付されるものであります。

また今後このような事故が起きないよう、町道の管理点検に努めるよう指導をしたところであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、報告のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は報告のとおりといたします。

日程第4、承認第2号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 承認第2号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので報告をし、承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成21年度幕別町一般会計補正予算であり、平成22年3月31日付けで行ったものであります。

補正予算書、2ページをお開きいただきたいと思います。失礼いたしました。

平成21年度幕別町一般会計補正予算、第11号であります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ1億976万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ147億3,583万1千円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページから5ページにあります第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

6ページをお開きください。

第2表、地方債補正であります。

地方債の内容を変更するものでありますが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、移動図書館車分、以下、3事業についての事業費確定及び補助金の増に伴い、起債の限度額を減額するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりとなっております。

それでは、歳出からご説明いたします。12ページをお開きください。

2款 総務費、1項総務管理費、24目地域活性化・公共投資臨時交付金事業、事業費、141万3千円の減額でございます。

単独事業分の事業費確定に伴います減額であります。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、6目水道費6万円の減額でございます。

簡易水道特別会計に対します繰出金の減額であります。忠類東部地区道管畑総事業で実施しております簡易水道整備に係る事業費の確定に伴い、一般会計からの繰出金を減額するものであります。

7款商工費、1項商工費、5目企業誘致対策費、1億828万7千円の減額でございます。

工業用地取得促進補助金及び工業団地取得資金貸付金の事業費確定に伴います減額であります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。7ページにお戻りをいただきたいと思います。

1款町税、2項固定資産税、1目固定資産税、213万4千円の追加でございます。

現年課税分の収納額増に伴います補正であります。

4項町たばこ税、1目町たばこ税、210万2千円の減額でございます。

実績に基づき現年課税分を減額するものであります。

5項入湯税、1目入湯税、59万9千円の減額でございます。

同じく、実績に基づいて現年課税分を減額するものであります。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、2,257万4千円の減額でございます。交付額の確定に伴うものであります。

8ページとなります。

2款地方譲与税、2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、463万8千円の減額でございます。交付額の確定に伴うものであります。

3項地方道路譲与税、1目地方道路譲与税、3,236万7千円の追加でございます。交付額の確定に伴うものであります。

以下各交付金等の減額につきましては、経済状況の低迷、低迷等に伴います交付額の減が主な要因であります。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、515万円の減額でございます。交付額の確定に伴うものであります。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、195万4千円の減額でございます。交付額の確定に伴うものであります。

9ページになりますが。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、11万6千円の減額でございます。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、95万4千円の追加でございます。交付額の確定に伴うものであります。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、713万5千円の減額でございます。交付額の確定に伴うものであります。ゴルフ場利用者数の減に伴う減額であります。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、2,076万1千円の減額、2目旧法による自動車取得税交付金、22万円の減額でございます。1目、2目ともに、交付額の確定に伴うものであります。

10ページとなります。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、3億353万4千円の追加でございます。普通交付税の追加及び、とく、特別交付税の交付額の確定に伴うものであります。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、39万5千円の減額でございます。交付額の確定に伴うものであります。

16款道支出金、2項道補助金、8目総務費補助金、10万円の追加でございます。地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業に係ります地域政策補助金の追加補正であります。

19款繰入金、1項基金繰入金、2目財政調整基金繰入金、2億9千万円の減額でございます。今回の専決処分に係る、財源調整として財政調整基金への、財政調整基金へ繰り戻すものであります。

21款諸収入、3項貸付金元利収入、8目工業団地取得資金貸付金元金収入、9,160万5千円の減額でございます。貸付額の確定に伴います減額であります。

22款町債、1項町債、3目土木債、10万円の減額、

6目総務債、150万円の減額でございます。事業費の確定及び補助金の増に伴います起債額の減額であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご承認のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり承認されました。

日程第5、承認第3号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。
説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 承認第3号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、報告をし、承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成21年度幕別町簡易水道特別会計補正予算であり、平成22年3月31日付けで行ったものであります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

平成21年度幕別町簡易水道特別会計補正予算、第3号であります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ136万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,762万3千円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページ、4ページにあります第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

5ページをお開きいただきたいと思います。

第2表地方債補正であります。

地方債の内容を変更するものでありますが、忠類東部地区道営畑総事業の事業費確定に伴い、起債の限度額を130万円減額し、6,460万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。7ページをお開きいただきたいと思います。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費、136万円を減額するものでございます。

忠類東部地区道営畑総事業で実施しております、簡易水道整備に係る事業費の確定に伴う減額であります。

次に、歳入をご説明いたします。

6ページとなります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、6万円の減額でございます。歳出でもご説明しました簡易水道整備に係る事業費の確定に伴います減額であります。

7款町債、1項町債、1目水道事業債、130万円の減額でございます。

事業費確定に伴います起債額の減額であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第36号、幕別町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第36号、幕別町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

お手元に配布してございます議案説明資料のほかに、改正概要の資料をお配りしておりますので、この概要の資料で説明をさせていただきたいと思います。

本条例につきましては、平成22年度の地方税制の改正により、個人住民税における扶養控除の見直しに伴う所要の措置、65歳未満の方の公的年金所得に係る住民税の徴収方法の改正、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等非課税措置の創設、町たばこ税の税率の引き上げなどを定めるため、幕別町税条例の一部を改正しようとするものであります。

概要の1ページをご覧くださいと思います。

はじめに、個人町民税についての改正でございます。

改正項目の1点目、扶養控除の見直しに伴う所要の措置についてであります。

年齢16歳未満の者に対する一般扶養控除、いわゆる年少扶養控除が廃止されることに伴い、所得税法上は年少扶養控除の情報は不要になりますが、個人住民税の独自の措置としての非課税限度額制度につきましては、現行の仕組みを維持し活用するため、年少扶養控除の廃止後の、廃止等の後も、廃止等のあとも、町が扶養親族に関する事項を把握するために所要の措置を講ずるものであります。

なお、扶養控除の見直しの改正につきましては、平成24年度以降の年度分について、年齢16歳未満の者の一般扶養控除33万円の廃止、及び、年齢16歳以上23歳未満の特定扶養控除のうち16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分、12万円を廃止することとされております。また、扶養親族又は控除対象配偶者が同居特別障害者の場合における加算額23万円について、年齢16歳未満の者に対する一般扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額への加算に振り替えることとされております。

2ページをご覧くださいと思います。

改正項目の2点目、65歳未満の方の公的年金所得に係る住民税の徴収方法の改正であります。

平成20年度の改正、税制改正において、公的年金からの特別徴収制度が創設され、平成21年10月から実施されております。これにより65歳以上の公的年金受給者については、公的年金所得に係る住民税は公的年金からの特別徴収の方法による、より徴収することとなり、公的年金所得を有する給与所得者につきましては、公的年金所得に係る住民税を給与所得に係る住民税と合算して給与から特別徴収することは出来なくなりました。

この結果、65歳未満の公的年金所得を有する給与所得者については、公的年金所得に係る住民税を普通徴収の方法によって徴収することとなり、新たに納税の手間が生じることとなりました。

そこで、今回の地方税法の改正により平成22年度からは65歳未満の方の公的年金所得を有する給与所得者について、納税の便宜を図る観点から公的年金所得に対する住民税を給与所得に係る住民税に加算して、給与から特別徴収の方法により徴収できるよう徴収方法の見直しを行うものであります。

改正項目の3点目、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設であります。

平成24年分の所得税、住民税は平成25年度となりますが、これから実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化に併せて、個人の株式市場への参加を促進する観点から、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等について非課税措置を新たに設けるものであります。

次に3ページをご覧くださいと思います。

法人町民税についての改正であります。

改正項目は、清算所得課税の廃止に伴う申告納付の規定等の削除についてであります。

法人税法の改正により、会社の継続を断念した場合や合併した場合の清算法人における清算所得課税が廃止され、通常のしよ、所得課税に移行することから、清算所得課税申告制度を廃止することに伴う地方税法の条文整理による文言の整理であります。

続きまして町たばこ税についての改正であります。

改正項目は、税率の引上げについてであります。

町たばこ税の税率を平成22年10月1日以後に行われる売渡し及び同日に所持する製造たばこについて税率を引上げるものであります。

現行の旧3級品以外のものに係る税率につきましては、1,000本につき3,298円の税率を1,320円引き上げ、1,000本につき4,618円とするものであり、また、旧3級品に係る税率に、税率につきましては、

現行の1,000本につき1,564円の税率を626円引き上げ、1,000本につき2,100、2,190円とするものであります。

4ページをご覧いただきたいと思います。

特別土地保有税についての改正であります。

改正項目は、非課税措置の特例の廃止についてであります。

平成15年度以降、新たな課税はございませんが、農業協同組合等の現物出資によりそう、そう、設立される株式会社又は合同会社が当該現物出資に伴い取得する土地に係る特別土地保有税の非課税措置を廃止することによる条文の削除であります。

次に議案書にお戻りいただき、8ページをご覧いただきたいと思います。

附則についてでございますが、本条例の施行期日を、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用するものでありますが、それぞれの税目に係る適用及び経過措置につきましては、税目毎に規定をいたしたところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○1番（中橋友子） 税条例改正の、議案説明資料の概要のほうの1ページにかかわっておたずねしたいと思います。

この提案は、新政権になりまして、控除より手当へ移行するという新しい政策の下で打ち出された税制改正であったわけですが、しかし、現実には手当の恩恵が少なくなる、あるいは逆に増税になる事例もあるということから、こういうことはおこなうべきではないという立場で臨んできておりました。

今回、改めて記載されて、提案されてきたわけですが、お訊ねしたい一つは、1点目の一般扶養控除、15歳までの方の扶養控除が33万円全額廃止になるわけですが、これの対象となる幕別町民の世帯数ですね、それと金額はどれくらいになるのか。同じく、特定扶養控除16歳から18歳までのお子さんをお持ちの方で、上乗せ部分が無くなってしまふといことでもありますので、この対象となる人数と金額。

もう一点伺いたいのは、特定扶養控除、摘要のところには高校無償化対策ということですが、無料には高校のは行っていないお子さんもいらっしゃると思います。その方も現実には、控除というのが無くなるというふうになりまして、その人数は何人いらっしゃるのか伺います。

税務課長。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） ご質問の一点目でございますけれども、年少扶養の関係でございますけれども、33万円廃止になって、その世帯数および金額でございますけれども、実はまだ、平成22年度につきましては、課税されてございません。したがって、22年度の数字は出で来ないのですけれども、平成22年3月31日現在の人数、対象者の把握はしてございますけれども、その人数でございますと、15歳、16歳未満の世帯数でございますけれども2451世帯、人数にしまして4116人該当者がございます。

これに基づきまして、平成22年度の影響額がどれくらい出るかということでございますけれども、金額につきましては、人数に控除額をかけまして、まだ22年度課税していないものですから、21年度の実績に基づきまして課税率をかけますと、金額にして7650万円程度、金額がでてくるというふうにごちらの方で積算してございます。

それから、特定扶養控除16から18歳未満の上乗せの方でございますけれども、これにつきましては対象人数が855人というふうになり、3月31日現在の人数で把握してございます。

それを同様に様に計算しまして、申し訳ありません訂正させていただきたいと思っておりますけれども、年少扶養の関係でありますけれども7650万というにお話しいたしましてけれども、7110万でございます。

す。そして、16から18歳特定扶養控除の上乗せの関係でございますけれども、人数が855人、金額で540万、合わせまして、両方合わせまして7650万ということで、ご理解願いたいと思います。

高校無償化に係る関係でございますけれども、高校へ行っていない方の人数はということでございますけれども、人数は把握しているのですけれども、高校に行っていない方の人数につきましては、私どもで把握していないのが実情でございます。

以上でございます。

教育部長。

○議長（古川 稔） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） ただ今の、16歳から18歳までの特定扶養控除の関係で、高校進学率との関係のご質問がありました。16から18歳までの855人という数字には、数字になったところですけども町内の高校の進学率98%とおさえておりますけれども、ですから2%程度の方が進学していないということになると思います。855人に2%とかけますと、人数としておよそ17人程度かなというところを想定するところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 控除が廃止されることによって、一般扶養控除におきましては2451世帯の方が対象となって、これまで控除になっていたのだけれども、ならなくなる金額がトータルで7110万円ということになりますね。

特定扶養の方については、同じく540万円がならないということでもあります。

影響は、来年度の1月、早いので来年の1月ということになるのでしょうか。

結局ですね、基本的な考え方として子ども手当という、いわゆる今の経済情勢を反映して子育てを応援しようというようなかたちで組まれたのが子ども手当であり、それから、もう1つ高校授業料の無料化と私立高校に対する同額の助成ということであったと思うのですけれども、実際には、まるまるそこに応援になるのではなくて、逆にこの分これだけ増税にしまわすということでもありますから、政策からいって本来的には手をつけるべきではないところに手をつけるというふうに考えるわけです。

もともと税の控除というのは、これまでも基本として地方税法の中で定められている考え方の中では、生活費を、是非課税だということから各種の扶養控除が出されてきているわけですね。

これまで、たとえばサラリーマンの経費であるとか、自営業者の経費これも控除になるのですけれども、そういう位置づけではなくてこの特定扶養控除、一般扶養控除というのは、あくまでも生活費に課税をしない、支えるのだということから生み出された控除であったわけです。それが廃止されてこういうふうに影響出てくるということは、非常に問題な税改正であると思ひまして、認められないというふうに思います。

もうひとつ伺いたいのは、実際にはこれからのことなので押さえていращやる、いращやればということなのですけれども、今回の改正によって、恩恵を受けるところと受けないところが出てくる、一般質問のときにも早々影響はないのだということは言われていたのですけれども、全国的な平均として、一般的なサラリーマンの給与所得者にとっては、一番恩恵が少ない仕組みだということなのです。個別の影響額などについても、いって、押さえていращやるかどうか、予測されているかどうか、伺いたしたいと思います。

税務課長。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） ただ今の恩恵を受けている方と受けらて、受けられない方というところの内容でございますけれども、うちの方で把握してございますのは、年少、それから特定に伴いまして該当者がいると税額が当然、控除なくなりますので税額が上がってしまうと。子ども手当、あるいは高校の無償、授業料無償化ということの関係で、どういうふうになるのかということでございます

けれども、年少の家庭につきましては、基本的に年収が色々その家庭によって変わりますけれども、何れの家庭につきましても子ども手当で補てんされますので、実質の各家庭の手取り額は増えるというふうに推計してございます。ただし、恩恵を受けられない方というのが出てくるのですけれども、これにつきましては、税務課サイドで把握しておりますのは、高校の授業料の免除を受けられていた方、この方等につきましては子ども手当が入らない場合高校生だけというふうに考えますと、当然その分は、税額が増える分各家庭の負担もその金額が増えてくるという内容でおさえております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 全体の状況としては、わかりました。

今、最後にお話しされておりました、授業料が免除になっている家庭、高校によっては授業料のかからない高校といいますか、障害者ですとか、特別な普通高校ではなくてそういうところもあるわけですが、通信制ですとか、特別制ですね。そういう子どもたちにはまったく、100%増税になります。その人数についても幕別町内では、これも教育委員会になるのでしょうか。どのくらいいるのでしょうか、伺いたいと思います。100%増税となる家庭です。どのくらいになりますか。

○議長（古川 稔） ただ今、暫時休憩いたします。

10:37 休憩

10:39 再開

○議長（古川 稔） 休憩を解いて再開します。

教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 高校授業料の免除の関係でございます。新聞報道等によりますと、全道平均では十数パーセントの方が免除を受けているというような報道もあったところでありますけれども、一つ幕別高校に当てはめますと、きちっとしたデーターとしてとりおさえているわけではございませんが、3、4割の方が免除を受けているだろうと、そのほかに音更、失礼、失礼、帯広なんかの高校に通う方もいますので、その辺のデーターは持っておりません。ただ、それよりはずっと少ないのだろうなという感触を持っているという状況の中でありますので、どこどこ学校で何人、どこどこ学校で何人という町民の、町出身の高校生の方がきちっとしたデーターを押さえているといった状況にはないことをご理解願いたいと思います。

○議長（古川 稔） 外に質疑には方はおられます。質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決すことに、ご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。

したがって本件は、原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第37号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第37号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の12ページ及び議案説明資料の12ページをお開きいただきたいと思います。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、本年4月1日に施行されたことなどに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしましては、一つ目として、厳しい経済情勢が続く中、中間所得者層の負担に配慮しながら低所得者層の国民健康保険税の軽減を図るために、医療給付費分に係る基礎課税額の課税限度額を現行の47万円から50万円に、また、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を現行の12

万円から13万円に、それぞれ引き上げることであります。

二つ目といたしまして、倒産・解雇などで職を失った、いわゆる非自発的失業者が、在職中と同程度の保険料負担水準で医療保険に加入、加入することができるよう、国民健康保険税の負担軽減措置を図ることです。

三つ目として、被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴って、被用者保険の被扶養者から国保被保険者となった者に係る国民健康保険税につきましては、現在、軽減措置が図られておりますが、その期間につきまして、2年間から当分の間に継続することです。

以上、三点の措置などに、などを図るために、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第2条第2項につきましては、基礎課税額に関して規定をしているものであります。地方税法施行令の改正に伴いまして、課税限度額を「47万円」から「50万円」に引き上げるものであります。

第2条第3項につきましては、後期高齢者支援金等課税額に関して規定をしているものであります。地方税法施行令の改正に伴いまして、課税限度額を「12万円」から「13万円」に引き上げるものであります。

第26条につきましては、国民健康保険税の減額、いわゆる7割軽減、5割軽減、2割軽減の軽減額に関して規定しているものであります。地方税法等の改正に伴いまして、軽減後の課税限度額を、基礎課税額に関しては「47万円」から「50万円」に、後期高齢者支援金等課税額に関しては「12万円」から「13万円」に引き上げるとともに、同条第1号、第2号及び第3号におきまして、応益割合に関わらず、市町村の実情に応じて減額賦課ができるように、引用条項の整理を行うものであります。

13ページをお開きいただきたいと思っております。

第26条の2につきましては、特例対象被保険者等いわゆる非自発的失業者に係る国民健康保険税の課税の特例に関して、新たに規定するものでありまして、第3条に規定する国民健康保険税の所得割額の算定及び第26条に規定する国民健康保険税の減額の適用におけるそうしょそく、総所得金額につきまして、特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得について、100分の30に相当する金額に算定するものであります。

第28条の2につきましては、特例対象被保険者等に係る申告に関して、新たに規定するものでありまして、同条第1項におきまして、納税義務者は離職理由その他の事項を記載した申告書を町長に提出しなければならないと定めるとともに、同条第2項におきまして、当該申告にあたり雇用保険法施行規則に規定する雇用保険受給資格者証等を提示するものと定めるものであります。

14ページをご覧ください。

附則第8項につきましては、地方税法等の改正に伴い、引用条項を整理するものであります。

附則第19項及び附則第20項につきましては、所得税法等の改正に伴い、引用法令の名称を変更するものであります。

15ページをお開きください。

附則第21項につきましては、平成22年度以後の国民健康保険税の減免の特例に関して、新たに規定するものでありまして、被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴って、被用者保険の被扶養者から国保被保険者となる65歳から74歳までの者に係る国民健康保険税につきましては、現在、資格取得から2年間、軽減措置が図られておりますが、その期間について、後期高齢者医療制度が廃止されるまでの当分の間、継続するものであります。

次に、議案書の13ページをご覧ください。

附則についてでございますが、附則第1項は施行期日を規定したものでありまして、平成22年4月1日から適用するものであります。

ただし、附則第19項及び第20項の改正規定につきましては、平成22年6月1日とするものであります。

附則第2項は適用区分について規定したものでありまして、本条例につきましては、平成22年度以後の国民健康保険税について適用するものでありまして、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議案第37号については、委員会付託のため質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

[委員会付託]

○議長（古川 稔） 議案第37号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、民生常任委員会に付託いたします。

ここで、民生常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

10：48 休憩

11：35 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただ今、お手元に配布いたしましたとおり、民生常任委員長から付託案件、議案第37号について、審査結果の報告書が提出されましたので、審議いたしたいと思います。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） 朗読をもって報告とさせていただきます。

平成22年5月18日。

幕別町議会議長古川稔様。

民生常任委員長堀川貴庸。

民生常任委員会報告書。

平成22年5月18日本委員会に付託されました事件、議案第37号を審査した結果、下記の通り決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成22年5月18日、1日間。

2、審査事件。

議案第37号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

3、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決しました。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

[討論]

○議長（古川 稔） 次に、討論をおこないます。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採決]

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

議案第37号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する、委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の、起立を求めます。

起立多数であります。

したがって幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

議案第37号、失礼しました。

日程第8、議案第38号、幕別町土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第38号幕別町土地開発公社定款の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の14ページ、議案説明資料は16ページをお開きいただきたいと思います。

本定款の変更につきましては、土地開発公社が所有する分譲地に貸付制度を導入することにより、立地企業の初期投資を軽減し、進出しやすい環境を整え、企業誘致のより一層の推進を図ることを目的に定款に賃貸事業を追加するものであります。この定款の変更にあたり「公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項」の規定によりまして、議会の議決を求めようとするものであります。

今回創設しようとする貸付制度につきましては、北海道土地開発公社や管内では音更町土地開発公社などの地方公社で導入しております貸付制度と同様、借地借家法第23条の事業用借地権の規定に基づく制度であります。

説明資料の16ページをご覧くださいと思います。

幕別町土地開発公社定款第17条につきましては、土地開発公社が行う業務を定めたものであります。同条第1項第2号中「並びに地域開発」を「地域開発」に改めるとともに、「土地の造成事業」の次に賃貸事業を行うための規定といたしまして、借地借家法に規定する事業用借地権を設定し、当該造成地を工場、事務所等の業務施設又は立地促進施設の用に供するために賃貸する事業を加えるものであります。

賃貸事業の細部につきましては、土地開発公社において実施要綱を定めて実施することとなりますが、具体的には、賃貸期間は10年以上20年以内、賃貸料は分譲価格に短期プライムレートに0.5%を加えた率を乗じた額、これに固定資産税相当額を加えた額とすることとしており、これを本年度の数値で計算をいたしますと賃貸料は分譲価格の2.39%となり、他の地方公社が2%から7%台の料率設定をしている、しているのに比べ、低めの設定となっているところであります。

また、契約時には、分譲価格の10%の額の契約保証金を預かることとしております。

なお、借受者は、契約期間中希望すればいつでも、当該土地の買い取りができることとなっているものであります。

議案書の14ページをご覧くださいと思います。

附則についてでございますが、定款変更には北海道知事の認可が必要となりますことから、施行期日は、北海道知事の認可のあった日とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。
（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり承認されました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（古川 稔） 以上をもって、本臨時会に付議されました議件は、全部終了いたしました。
会議を閉じます。

これをもって、平成22年第2回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

14：37 閉会